

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における
外国人患者の受入れ体制確保事業実施要領

令和3年3月18日 制定
最終改正 令和3年5月27日

1 主旨

この要領は、長崎県新型コロナウイルス感染症医療体制等緊急整備事業補助金実施要綱（以下、「実施要綱」という。）にかかる「（18）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業」を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定める。

2 事業の目的

新型コロナウイルス感染症患者等である外国人について、院内等での感染拡大を防ぎながら、多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制を整備し、国籍に関わらず適切な入院治療が提供される環境を確保することを目的とする。

3 事業者

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関。

4 事業の内容

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関に対して、院内等での感染拡大を防ぎながら、外国人患者の受入れにあたり必要な多様な言語や宗教・文化的背景への配慮等外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費を支援する。

5 実施期間 令和3年4月1日から令和3年9月30日まで

6 補助条件

本事業により外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制の整備を行った入院医療機関は、県の調整により、即応病床への外国人患者の受入れを要請された場合には、正当な理由がある場合を除き、当該外国人患者を受け入れること。ただし、本事業は外国人専用病床の確保及び県の調整における外国人患者の優先を求めるものではないことに留意すること。

7 補助対象経費

外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医療材料費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金で、令和3年4月1日以降に生じた経費とする。（ただし、従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く。）

8 補助上限額 入院医療機関 1施設あたり 10,000,000円

9 補助率 10/10 ただし、予算の範囲内で知事が認める額

10 留意事項

- (1) 「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」とは、県が新型コロナウイルス感染症患者の入院受入れを割り当てた医療機関（「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」（令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）等に基づく、新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関）をいう。
- (2) 「県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む）」とは、平成31年3月26日医政総発0326第3号・観参第800号厚生労働省医政局総務課長・観光庁外客受入担当参事官通知「「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」の選出及び受入体制に係る情報の取りまとめについて（依頼）」に基づき県が選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。
- (3) 外国人患者の受入れにあたり必要な、外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備、感染拡大防止対策や診療体制確保等としては、例えば以下のような取組が考えられる。
 - ① 医療通訳のできる者、外国人患者受入れ医療コーディネーター、清掃・消毒その他の外国人患者の療養の支援に必要な職員等の配置
 - ② 外国人患者とのやりとりに用いる資料（院内案内、療養上の注意、各検査・治療に関する同意書、セルフ健康チェック表、動画説明資料等）の多言語作成
 - ③ 外国人患者の動線上における施設内表示の多言語翻訳
 - ④ 外国人患者の特性を考慮したベッド、医療機器等の整備
 - ⑤ 外国人患者の特性を考慮した宗教食の調理や礼拝に必要な設備等の確保
 - ⑥ 外国人患者対応の留意点を踏まえた医療従事者等の施設内感染拡大防止対策（外国人患者対応の留意点を踏まえた研修、健康管理等）の実施
 - ⑦ 海外の民間保険会社への医療費請求、搬送の調整等を支援する医療機関向けアシスタンスサービスの契約
- (4) 本事業により外国人特有の課題に対応した入院治療が可能な体制の整備を行った入院医療機関の情報は「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制の整備について」（令和2年3月26日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された、長崎県新型コロナウイルス感染症対策調整本部（令和2年3月31日設置）において共有される。